

事件名：財務省（主計局及び理財局）との連絡会の議事要旨等の一部開示決定
に関する件（平成13年諮問第2号）

諮問日：平成13年 7月30日

答申日：平成14年 8月12日

答申書

第1 審査会の結論

財務省（主計局及び理財局）との連絡会の議事要旨等につき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第5条第1号、第5号及び第6号に該当することを理由に不開示とした部分のうち、別表に掲げる「開示すべき部分」を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、法第3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成13年5月2日付け130普第215号により会計検査院事務総長が行った一部開示決定について、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書、意見書の各記載及び審査請求人による口頭意見陳述によると、概ね以下のとおりである。

(1) 会計検査院法の趣旨について

法は、行政機関が保有する行政文書は原則公開するという基本的枠組みを規定した上で（法第3条及び第5条）、法第5条各号に掲げられた不開示事由に該当しない限り行政機関に開示の義務を課している。したがって、会計検査院が法にいう行政機関（法第2条第1項第6号）であって、開示対象文書が行政文書（法第2条第2項）である以上、法第5条各号の不開示情報に該当することを立証しない限り、文書の開示義務が存在する。これに対し、諮問庁は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）の趣旨について主張しているが、何ら法第5条各号の不開示事由に該当することを立証していないのであるから、不開示とする前提を欠いている。

また、諮問庁は会計検査院法第11条第2号及び第29条が検査官会

議の最終的な議決を経たもの以外の文書の公開を禁止しているかのごとく主張するが、これらの規定は、決算検査報告の作成を定めた憲法第90条の規定を受け、決算検査報告の作成手順や内容を具体的に定めたものにすぎない。しかし、諮問庁は「国会への決算検査報告の提出」を公表と読み替え、他に「公開」に関する規定が存在しなかったことの反対解釈として、「国会に提出される正式な検査報告以外は公開禁止」という結論を導き出している。しかし、行政機関の説明責任の全うを目的とする法が制定された以上（法第1条）そのような自己中心的な解釈は許されない。

(2) 会計検査院の自律的権能

諮問庁は、会計検査院の内部における検査結果に対する審議の手続は、会計検査院の憲法上の地位及び権限の特殊性に基づく自律的権能として認められた広範な規則制定権等に基づき定められたものであって、最大限尊重されるべきであると主張する。

しかし、諮問庁が上記の主張において提示する一連の法令が「審理・判断過程の公開禁止」を規定したものなのかそもそも疑問であるし、仮に会計検査院規則と法とが衝突する部分があるとしても、会計検査院の規則制定権は、憲法を根拠とする議院の規則制定権（憲法第58条第2項）や裁判所の規則制定権（憲法第77条）とは異なり、会計検査院法という法律の規定に基づくにすぎないから、法の規定が優先することは明白である。

(3) 法第5条第5号該当性

ア 法第5条第5号に規定する不開示情報は、法施行前の地方公共団体の情報公開条例で「意思形成過程情報」と呼ばれてきたものである。これらの中には不開示情報として保護すべきものも存在するが、意思決定がなされるまでの情報が全て不開示とされると、本法が目的とする説明責任の全う（法第1条）は困難となる。そこで、法では、濫用を招きかねない意思形成過程情報という用語を意識的に避けつつ、厳格な要件の下に、従来意思形成過程情報と呼ばれてきたものの一部を不開示にできるという立場をとった。

不開示となる要件に加重された「不当に」という文言も、不開示にできる範囲をできるだけ限定しようとする趣旨であり、このような点を考慮すると、開示による支障の程度が軽微である場合 開示による利益が不開示による利益と等しいかこれを上回る場合には「不当に」には当たらないと解すべきである。

イ 諮問庁は、財務省との意見交換などを公にすると、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」とする。しかし、これらの文書が公開されれば、検査が的確かつ効率的に行われていたか、検査の着眼点は正しかったか、財務省は検査に協力的だったかなど会計検査院及び財務省の説明責任の全うに不可欠の情報が得られるから、開示によって得られる利益は失われるべき利益を大きく上回っている。したがって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が「不当に」損なわれるおそれがあるとはいえない。

また、率直な意見の交換や意思決定の中立性が問題となるのは、基本的に当該文書に含まれる「意見」についてであって、客観的な事実やデータなどは対象とはならないから、当該文書の情報のうち事実を述べた部分については、法第5条第5号に該当する前提を欠いている。

ウ 諮問庁は、決算検査報告に掲記することを見送っている事項を公にすると、それが会計検査院の公式見解であるかのように受け取られ、国民の間に混乱を生じると主張する。

しかし、法第5条第5号の「混乱」は、一定の期間と規模を持った国民の非理性的な集団的行動又はそのような集団的行動を引き起こす蓋然性のある誤った風説を意味すると解すべきである。公式見解と間違えるということが仮に起こるとしても、それは単なる「誤解」にすぎず、法第5条第5号にいう「混乱」には該当しないというべきである。

(4) 法第5条第6号該当性

ア 法第5条第6号に規定する不開示情報は、法制定前の地方公共団体の情報公開条例で「行政執行情報」などと呼ばれてきたものである。これらの中には不開示情報として保護すべきものも存在するが、「不開示にした方がやりやすい」程度の支障で不開示事由としたのでは、「よらしむべし、知らしむべからず。」式の旧来型の行政を追認する結果となりかねず、法を制定した目的（法第1条）を達成し得なくなる。そこで、法は、厳格な要件の下に従来「行政執行情報」などと呼ばれてきた情報の一部を不開示にできることとしたのであり、決して行政機関に広範な裁量権を与える趣旨ではない。

このような観点からすると、法第5条第6号の「事務又は事業の性質上」という文言は、この事務又は事業が合法的かつ正当なものであることを前提とした上で、第6号が全ての「行政執行情報」に適用されるわけではなく、その内在的な性質によって開示が制約されること

に合理性がある特殊な事務・事業の情報に限定されることを明示したものと解すべきである。

さらに、法第5条第6号が単なる「事務又は事業の遂行」の支障ではなく、「事務又は事業の適正な遂行」の支障を問題とするのも、同号の適用範囲を限定しようとする趣旨であって、法は、種々の利益衡量をした上でなおかつ「適正」であることを要求していると見るべきである。したがって、「支障」の程度は名目的なものではなく実質的なものでなければならず、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性のあることが要求される。

イ 諮問庁は法第5条第6号に該当することを繰り返し主張するが、いずれも「事務又は事業の性質上」という要件に該当しないと解すべきである。仮に一部がこの要件に該当するとしても、本件文書を開示することによって得られる利益は極めて大きく、これに対して、諮問庁が主張する支障は「公開されるとやりにくい」という以上のものではない。したがって、事務又は事業の適正な遂行を侵害するおそれがあるとはいえない。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁が意見書、追加意見書及び口頭により行った説明の要旨は以下のとおりである。

1 会計検査院と財務省との連絡会について

(1) 会計検査院と財務省との連絡会の設置の目的

会計検査院と財務省（旧大蔵省）主計局又は理財局との連絡会（以下「連絡会」という。）は、双方の実務責任者である担当課長等が出席して開催されている。この連絡会は、財政当局の予算編成に関する考え方又は会計法令の主管官庁としての見解等を聴取するなどして、検査上有益な情報を入手し、これらの点について率直な意見の交換等を行うとともに、財政当局の予算編成上の参考となる情報の提供を行うことなどを主な目的としている。

そして、会計検査院では、この連絡会を活用して、適正・的確かつ公正な検査の実施に努めており、この検査の過程を経て取りまとめられた検査結果は、財政当局による予算編成の参考にされ、その後の予算編成に反映されることとなる。

(2) 連絡会における意見の交換の内容等

連絡会は、例年3月～4月頃及び8月～9月頃の年2回開催されている。

このうち3月～4月頃に開催される連絡会（以下「春期連絡会」という。）では、予算編成等に関し財務省から説明が行われた後、双方の出席者間で、これを踏まえた自由な討議を行う形式で運営されており、討議の議題は予め設定されていない。

他方、8月～9月頃開催される連絡会（以下「夏期連絡会」という。）は、会計検査院が検査を実施し検討中の事項に関し、具体的な予算執行上又は会計経理上の疑義について財務省の見解を聴取する要があるもの又は検査結果に対する財務省の見解を聴取する要があるものなどを議題として開催されている。

そして、開示請求の対象とされた連絡会においては、会計検査院の延べ27の検査課（検査を担当する各局の上席調査官を含む。以下同じ。）における計41の検査事項（複数の連絡会において討議対象とされているものを含む。）が討議の対象となっている。

また、連絡会は、双方の担当課長等実務責任者の間において自由で率直な意見の交換等を行うものであるが、あくまでもその内容の外部への不公表を前提として行われているものである。換言すれば、連絡会における自由で率直な意見の交換等は、外部に対しその内容を不公表とすることにより担保されているものである。

2 本件対象文書について

開示請求の対象とされた行政文書は、12年4月、同8月、同9月及び13年3月に開催した計4回の連絡会に係る 議題表、 説明資料、 議事要旨、 議事要旨の起案用紙である。

そして、本件開示決定等において一部開示又は不開示とされた情報及びその根拠条項は、以下のとおりとなっている（括弧書きは、一部開示又は不開示の別及び根拠条項である。）。

議題表に記載されている情報のうちの「議題」及び「議題の概要」（不開示。法第5条第5号及び第6号）

説明資料に記載されている情報のうちの財務省等の対応に関する情報（不開示。法第5条第5号及び第6号）

議事要旨に記載されている情報のうちの出席者による主な討議の内容（不開示。法第5条第5号及び第6号）

議事要旨及びその起案用紙に記載されている会計検査院職員の氏名等に関する情報（一部開示。法第5条第1号及び第6号）

なお、上記 の文書については12年8月及び9月の連絡会においてのみ作成され、 の文書については12年4月の連絡会においてのみ作成さ

れている。

3 不開示情報該当性

(1) 議題表に記載されている議題及び議題の概要について

ア 議題表に「議題」及び「議題の概要」として記載されている情報（以下「議題等に関する情報」という。）は、外部への不公表を前提として、会計検査院が財政当局の意見聴取または財政当局との率直な意見の交換等を行うことを希望した事項に関する情報であって、検査上の関心を有する事項、検査を実施し又は予定する事項等に関するものである。

これらの情報は、会計検査院がその検査結果を決算検査報告に掲記し、正式な指摘事項として公表するための最終的な検査官会議の議決を経ていないものであることから、会計検査院の意思形成過程における未成熟情報である。そして、この中には、会計検査院の検査を受けるもの（以下「受検庁」という。）との討議及び意見の交換の過程における情報や、検査過程における精度不十分な情報が含まれている場合があり、さらに検査手法等検査上の秘密に属する情報が含まれている場合が少なくない。

したがって、これらの情報が開示された場合には、財務省との間の率直な意見の交換に支障を及ぼすおそれがあるとともに、以下の事由により、現在又は将来における厳正若しくは効果的又は円滑な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(ア) 会計検査院が現に検査継続中の検査事項（特に、現に12年度決算検査報告に掲記するためのとりまとめ作業中の検査事項）に関する情報が開示された場合には、検査過程又は検査結果に対する会計検査院内部における審理・判断過程に対する外部の圧力、干渉等を招来するおそれがあり、また、受検庁との間の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。

(イ) 会計検査院が現年次以降の検査を予定する事項が開示された場合には、今後、会計検査院の検査が予定される受検庁及びその他の関係者に対し、検査の具体的内容、実施状況等を告知する結果となる。

(ウ) 会計検査院が実施した検査結果を決算検査報告に掲記することを見送っている事項に関する情報が開示された場合には、これが会計検査院の公式見解であるかのように受け取られ、国民の間に混乱を招くおそれがあり、また、受検庁との率直な意見の交換を損ねるおそれがある。

イ 議題等に関する情報が開示された場合には、会計検査院内部における検査結果に対する審理・判断過程の意義を損ねる結果となり、検査結果に対する公正・慎重な審理・判断に著しい支障を及ぼすおそれがある。

すなわち、会計検査院では、内部における審理・判断過程を経て正式な指摘事項等として決算検査報告に掲記したもの以外の検査結果に関する情報については、次のような理由から不開示としている。

(ア) 会計検査院法では、決算検査報告に掲記する事項は検査官会議の議決を経ることを要することとされている。

したがって、会計検査院内部の審理・判断過程を経ていない検査結果が外部に公表されるとすれば、上記の会計検査院法の趣旨に沿わない結果となること。

(イ) 会計検査院では、検査結果を決算検査報告に掲記し、会計検査院の正式な指摘事項等として公表するかどうかについては、会計検査院において慎重かつ周到な審理・判断手続を定め、十分な審理・検討を経て決定されることとなっている。

したがって、上記の審理・判断過程を経た検査結果以外の検査結果を公表することとしては、会計検査院が定めている審理・判断手続の意義を損ねることとなること。

そして、上記(ア)及び(イ)のような、会計検査院内部の審理・判断の手続及びこの手続に沿った審理・判断過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た検査結果以外の検査結果を不公表とする取扱いは、会計検査院の憲法上の地位及び権限の特殊性に基づく自律的権能として認められた広範な規則制定権等に基づいて定められたものである。

したがって、このような手続及び取扱いは、憲法上の機関であり、国等の機関の会計検査を担当する専門機関である会計検査院において必要かつ適切と認められたものとして最大限尊重されるべきである。

ウ 上記ア及びイの事由から、議題等に関する情報は、法第5条第5号及び第6号の不開示情報に該当する。

(2) 説明資料に記載されている情報のうち当局の対応状況に関する情報について

説明資料に記載されている情報のうちの当局の対応状況に関する情報(以下「当局の対応に関する情報」という。)は、会計検査院が実施した具体的な検査結果を踏まえ財政当局が措置を講じた事項及びその内容に関する情報であり、会計検査院が実施した検査結果に関する情報であ

る。したがって、このような情報が開示された場合には、前記(1)と同様の事由により、財務省との間の率直な意見の交換に支障を及ぼすおそれがあるとともに、会計検査院の厳正若しくは効果的又は円滑な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、当局の対応に関する情報は法第5条第5号及び第6号の不開示情報に該当する。

(3) 議事要旨に記載されている議事の内容について

議事要旨に議事の内容として記載されている情報(以下「議事内容に関する情報」という。)は、外部への不公表を前提に、会計検査院が検査上の関心を有する事項、検査を実施し又は予定する事項等に関し、検査結果又は検査の具体的内容等について行った説明、財務省との間の質疑応答、率直な意見の交換等の内容である。そして、この情報は、会計検査院が実施した具体的な検査結果又は検査の具体的内容そのものを含むものである。

したがって、このような情報が開示された場合には、前記(1)と同様の事由により、財務省との間の率直な意見の交換に支障を及ぼすおそれがあるとともに、会計検査院の厳正若しくは効果的又は円滑な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。また、会計検査院における検査結果に対する審理・判断過程の意義を損ね、公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

また、連絡会の議事内容に関する情報は、前記のような内容・性質のものであるから、財政当局との率直な意見の交換等を行うことにより検査の適正・的確かつ公正を期するという連絡会への取り組みの意義、目的を著しく損ねることとなり、適正・的確かつ公正な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。そして、その場合には、この検査の過程を経て取りまとめられる検査結果が、結局財政当局による予算編成に十分に反映されない結果を招来するおそれがある。

以上のことから、議事内容に関する情報は、法第5条第5号及び第6号の不開示情報に該当する。

(4) 議事要旨及びその起案用紙に記載されている会計検査院職員の氏名等に関する情報について

ア 会計検査院の職員のうち調査官補、主任及び事務官の氏名等に関する情報は、法第5条第1号本文の個人識別情報であり、かつ同号ただし書きイの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないものである。

したがって、連絡会の議事要旨及びその起案用紙に記載されたこれらの情報は法第5条第1号の不開示情報に該当する。

イ 連絡会の議事要旨及びその起案用紙に記載された会計検査院職員の氏名等は個人識別情報であり、その一部は特定の検査事項の担当者を特定しうる情報である。そして、特定の検査事項の担当者を特定しうる情報が開示された場合には、当該検査担当者に対する外部の圧力、干渉を招来するなどして、現在又は将来における厳正かつ円滑な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、特定の検査事項の担当者を特定し得る情報は法第5条第6号の不開示情報に該当する。

4 審査請求人の主張について

法は、行政機関の保有する行政文書に対する開示請求があった場合には、法第5条の不開示情報に該当しない限りこれを開示しなければならないとしているから、諮問庁の不開示理由は同条の規定に該当することに尽きるものである。そして、本件については前記3のとおり不開示とされた情報の内容・性質に照らして検討した結果、法第5条第1号、第5号又は第6号に該当するものとして不開示としたものである。

そして、諮問庁が会計検査院法の趣旨、会計検査院の自律的権能、検査過程及び審理・判断過程の不公表の取扱いなどについて論じているのは、本件不開示情報の法第5条第5号又は第6号該当性を基礎付ける事実又はその背景事情について説明するためである。したがって、これらを不開示理由そのものと位置付けて主張しているものではない。

なお、法第5条第5号及び第6号の解釈に関する審査請求人の主張はいずれも不正確又は不適切なものである。また、会計検査院規則は、憲法第90条第2項の規定に基づいて制定された会計検査院法の規定に基づいて制定されるものであるから、法との関係で法形式を比較されるべきものは会計検査院規則ではなく、会計検査院法である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

平成13年	7月30日	諮問書の收受
同年	10月9日	諮問庁から意見書を收受
同年	11月5日	諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課長）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
同年	11月19日	審査請求人から意見書を收受

	同年 1 2 月	3 日	審査請求人からの口頭意見陳述の聴取及び審議
平成 1 4 年	1 月	1 7 日	諮問庁から追加意見書を收受
同年	1 月	2 8 日	諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課長）からの口頭説明の聴取及び審議
同年	2 月	2 2 日	審議
同年	3 月	1 5 日	審議
同年	4 月	1 9 日	審議
同年	5 月	1 7 日	審議
同年	6 月	1 7 日	審議
同年	7 月	1 5 日	審議
同年	8 月	9 日	審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書の作成経緯、内容等

当審査会が、諮問庁から説明を聴取し、本件対象文書を見分して調査したところ、その作成経緯、記載内容等は以下のとおりとなっていた。

(1) 議題表について

議題表は、夏期連絡会において、会計検査院が財務省の見解を徴する要があるとして設定した議題を取りまとめたものであり、会計検査院の各検査課が議題としたい事項を所定の様式に記入する形で作成している。そして、各検査課において作成された議題表は、連絡会の主管課である事務総長官房総務課で集約し、事前に連絡会の相手方である財務省主計局又は理財局に送付している。

上記所定の様式には、担当課名、議題及び議題の概要の各記載欄が設けられており、議題表中の議題の欄には議題として取り上げようとする事項が記載されており、議題の概要の欄にはその要点等が記載されている。

(2) 説明資料について

説明資料は、春期連絡会において、財務省が予算編成等に関し説明を行う際に用いる資料として配付するものである。

そして、前年の夏期連絡会において会計検査院が疑義を提示した事業等がある場合には、財務省等がその後に講じた措置の有無、当該措置の状況等についても併せて説明が行われることになっており、この説明のための資料が配付されることがある。

(3) 議事要旨について

連絡会の終了後には、会計検査院において議事要旨を作成している。この議事要旨は、連絡会に出席した検査課の職員が所定の様式に所要の事項を記入する形で作成しており、当該課の課長又は上席調査官及びその所属する局の局長を経て連絡会の主管課である事務総長官房総務課へ提出している。そして、同課において全体をとりまとめた後、検査官会議に供覧している。

この議事要旨の所定の様式には、担当課名、開催日、出席者（財務省及び会計検査院）の各欄が設けられており、出席者欄の下に議事の内容が記載されている。

そして、議事の内容の記載は、概ね以下のような構成になっている。

ア 討議の冒頭に行った説明に関する記述

春期連絡会については財務省側から所掌の予算について説明を行った旨が記載され、夏期連絡会については会計検査院側から議題とした特定の検査事項に関する説明を行った旨が記載されている。

イ 議題の項目等

春期連絡会の場合は話題となった事項名が、夏期連絡会の場合は議題の項目が、それぞれ記載されている。

ウ 意見の交換の内容

質疑応答又はその他の意見の交換の内容が記載されている。

(4) 議事要旨の起案用紙について

議事要旨の起案用紙は、上記の議事要旨の決裁のために作成されているものであり、議事要旨を作成した担当者（起案者）が作成し、議事要旨を連絡会の主管課である事務総長官房総務課まで提出するために使用されている。この起案用紙には、職名を記載した押印欄が設けられており、各押印欄に起案者及びその他の押印した者の印影が記載されている。

(5) 不開示とされた情報について

以上の本件対象文書のうち、不開示とされた情報は、議題等に関する情報、当局の対応に関する情報、議事内容に関する情報及び議事要旨及びその起案用紙に記載されている会計検査院職員の氏名等に関する情報の一部である。

2 不開示情報該当性

前記 1 (5) 及び の情報は、連絡会において使用するため、あらかじめ会計検査院又は財務省において作成され、相手方に送付されたものである。また、前記 1 (5) 及び の情報は、連絡会の議事の内容を記録するために会計検査院において作成されたものである。

したがって、これらの情報は、法第5条第5号に規定する国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報に該当するとともに、法第5条第6号に規定する国の機関が行う事務又は事業に関する情報に該当する。以下、各項目ごとに検討する。

(1) 議題等に関する情報について

ア 議題表の議題の欄には討議の対象とする事項が簡明に記載されており、議題の概要の欄には、議題となった事項の概要のほか、検査の過程で発生した疑義、検査結果等の内容、これらの事項を踏まえた財務省に対する質問、問題提起等が詳細に記載されており、会計検査院の問題意識を明確に読みとることができるものとなっている。

また、会計検査院では、決算検査報告に掲記するなどして一旦検査結果を公表した事項についても、翌検査年次以降に引き続き検査を継続したり同種又は類似の検査を実施したりすることが多い。

このため、議題等に関する情報が公になると、検査内容や検査状況、検査手法等が受検庁一般に知られることとなり、事態の隠ぺい等を助長し、他の検査の過程において正確な事実の把握が困難となるおそれ又は違法不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

以上のことから、議題等に関する情報は、公にすることにより、法第5条第6号イのおそれがあると認められ、同号の不開示情報に該当する。

イ 財務省の各主計官等は、担当する省庁等の予算の査定、予算編成等を行う当局者として連絡会に出席し、討議を行っており、その結果は今後の予算編成等に反映されることも予定されている。

したがって、連絡会での討議事項が公になると、財務省側の出席者に、予算編成等の業務に対して関係者からの圧力、干渉を受けるのではないかとの懸念が生じ、今後の連絡会において、率直に見解を表明したり、意見の交換をしたりすることに抑制が働くおそれがある。

ウ また、連絡会で議題として取り上げられた検査事項は、当年次において決算検査報告に掲記するべく検査を行っているものや、翌検査年次以降に検査を予定しているものなどいずれも検査過程又は検査結果に対する審理・判断過程にある情報である。

したがって、議題等に関する情報は、公にすることにより、以下のようなおそれがあると認められる。

(ア) 受検庁が検査過程又は検査結果に対する審理・判断過程にある検

査内容等が公にされることを想定し、真実を述べることを控えるようになるなど、他の検査の過程において受検庁との意見の交換を損ねるおそれ。

(イ) 当該案件及びその他の案件に関する検査の実施や検査結果に対する審理・判断に対し外部からの圧力、干渉を招来し、審理・判断の公正・中立を損ねるおそれ。

(ウ) 議題及び議題の概要に記載された事項が、会計検査院の最終的な検査結果であると受け取られ、特定の事業や団体等に会計経理上不当な事実があるとの誤認が広がることなどにより、当該事業又は団体等の関係者に不当に不利益を及ぼすおそれ、又は国民の間に混乱を招くおそれ。

エ 上記イ及びウの事由から、議題等に関する情報は、法第5条第5号の不開示情報にも該当する。

(2) 当局の対応に関する情報について

ア 説明資料については、主計官等ごとの所管の予算に関する資料は開示されており、当局の対応に関する情報が不開示とされている。その内容は、概ね以下のとおりである。

(ア) 夏期連絡会において会計検査院が具体的な検査結果を提示した事業名

会計検査院が前年の夏期連絡会において具体的な検査結果を提示した事業名がそのまま記載されている。

(イ) 会計検査院の指摘の概要

会計検査院が提示した疑義の内容及びその改善方策が記載されている。

(ウ) 会計検査院の指摘に対する財務省等の講じた対応方策

(イ)の指摘事項に対して財務省等が講じた措置が記載されている。

イ 会計検査院では、決算検査報告に掲記するなどして一旦検査結果を公表した事項についても、翌検査年次以降に引き続き検査を継続したり同種又は類似の検査を実施したりすることが多いことは(1)アに既述のとおりである。このため、財務省等が講じた措置の状況が公になると、事態の隠ぺい等を助長し、他の検査の過程において、正確な事実の把握が困難となるおそれ又は違法不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

したがって、当局の対応に関する情報は、公にすることにより、法第5条第6号イのおそれがあると認められ、同号の不開示情報に該当

する。

ウ 当局の対応に関する情報からは、前年の夏期連絡会で議題となった事項のうち会計検査院が疑義のあるものとして指摘した事項を読みとることができ、(1)の場合と同様に、財務省側の出席者について、今後の連絡会において、率直に見解を表明したり、意見の交換をしたりすることに抑制が働くおそれがある。

また、連絡会における財務省等が講じた措置についての説明は、会計検査院としてさらに検査を継続するかどうかを判断する材料ともなっているものであり、説明が行われた事項については、当年次又は翌年次以降に引き続き検査を継続することも想定されているものである。

以上のことから、当局の対応に関する情報は、公にすることにより、(1)ウ(ア)～(ウ)と同様のおそれがあると認められ、財務省等の対応に関する資料に記載された情報は、法第5条第5号の不開示情報にも該当する。

(3) 議事内容に関する情報について

ア 討議の冒頭に行った説明に関する記述について

(ア) 春期連絡会の議事要旨における財務省側から所掌の予算についての説明を行った旨の記述は、説明を行った予算項目等に関する情報と、会議の進行に関する情報とで構成されている。

上記の記述について個別に検討すると、会議の進行に関する情報のみが記載されていたり、予算項目等に関する情報が含まれていても一般的な内容にとどまっていたりして検査事項を読みとることができるものではなかったりするものがあると認められた。

このように検査事項を読みとることができない情報は、諮問庁が主張するように、公にすることにより、検査結果や検査の具体的内容が明らかになって検査の実施に支障が生じたり、受検庁との間の率直な意見の交換を不当に損ねたりするなどのおそれはないと認められる。

なお、上記の情報のうち、説明を行った財務省職員の職名及び氏名に関する情報については、財務省側の発言に抑制が働くことにより、財務省との間の率直な意見の交換を不当に損ねるおそれがあると認められることから、法第5条第5号の不開示情報に該当する。

以上のことから、春期連絡会の議事要旨における議事の内容のうち、財務省側から所掌の予算についての説明を行った旨の記述につ

いては、別表に掲げる「開示すべき部分」を開示すべきである。

- (1) 上記開示すべきであるとした部分以外の記述については、予算項目等に関する記述から検査事項を読みとることができる情報であり、(1)の場合と同様に法第5条第5号及び第6号イのおそれがあると認められ、同条第5号及び第6号の不開示情報に該当する。

イ 議題の項目等について

議題の項目等については、(1)の議題等に関する情報を公にした場合と同様のおそれがあると認められ、法第5条第5号及び第6号の不開示情報に該当する。

ウ 意見の交換の内容について

- (7) 意見の交換の内容は、討議された事項に関する財務省の見解や、双方の出席者の発言内容等に関するものであるから、(1)の議題等に関する情報と同様に、会計検査院の検査結果等の内容、問題意識等を明確に読みとることができるものである。

そして、連絡会の議事内容に関する情報の内容・性質は上記のとおりであるから、意見の交換の内容が公になると、財政当局との率直な意見の交換等を活用することによって適正・的確かつ公正な検査を期するという目的が達せられないおそれがある。

また、会計検査院では、決算検査報告に掲記するなどして一旦検査結果を公表した事項についても、翌検査年次以降に引き続き検査を継続したり同種又は類似の検査を実施したりすることが多いことは(1)に既述のとおりである。したがって、意見の交換の内容が公になると、事態の隠ぺい等を助長し、他の検査の過程において、正確な事実の把握が困難となるおそれ又は違法不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

以上のことから、議事要旨のうち意見の交換の内容に記載された情報は、公にすることにより、法第5条第6号柱書きに規定する当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び同号イのおそれがあると認められ、同号の不開示情報に該当する。

- (1) 意見の交換の内容が公になった場合には、(1)の場合と同様に、財務省側の出席者について、今後の連絡会において、率直に見解を表明したり、意見の交換をしたりすることに抑制が働くおそれがある。

また、本件議事要旨は会計検査院側の必要により作成されたものであり、会計検査院側出席者はその決裁の過程でその記載内容につ

いて校閲することが可能であるが、財務省側出席者にはこのような機会は設けられていない。このため、財務省側出席者は、本件議事要旨に自己の発言がどのように記載されているかを知り得ない状況にあり、発言内容の記載が財務省側出席者の真意を反映したものとなっているかは必ずしも担保されていない。

したがって、本件議事要旨に記載されている発言内容が自己の真意を反映したものであると受け取られることに財務省側出席者が強い不満を抱く可能性があり、将来的に連絡会への出席が得られなくなるなどの支障が生じるおそれもある。

さらに、連絡会で議題として取り上げられ討議された検査事項は、当年次において決算検査報告に掲記するべく検査を行っているものや、翌検査年次以降に検査を予定しているものなどいずれも会計検査院の検査及び検査結果に対する審理・判断過程にある情報である。

したがって、このような意見の交換の内容が公になると、(1)ウ(ア)～(ウ)と同様のおそれがある。

以上のことから、議事要旨のうち意見の交換の内容に記載された情報は、法第5条第5号の不開示情報にも該当する。

(4) 議事要旨及びその起案用紙に記載されている会計検査院職員の氏名等に関する情報

ア 議事要旨及びその起案用紙に記載された情報のうち、調査官補、主任及び事務官の氏名又は氏名を識別しうる印影は不開示とされている。

調査官補、主任及び事務官の氏名は、市販されている「職員録」(財務省印刷局編)に掲載されていないことから、これらの官職にある者の氏名は法第5条第1号ただし書きイの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないものである。

したがって、調査官補、主任及び事務官の氏名を識別できる情報は、法第5条第1号の不開示情報に該当する。

イ 連絡会における会計検査院側の出席者は原則として担当課長及び副長とされているが、必要に応じ他の者の出席を妨げないとされており、議題となっている特定の案件の担当者として調査官が出席している場合が多い。そして、議事要旨及びその起案用紙に記載された氏名又は氏名を識別しうる印影の一部は、特定案件の担当調査官を特定しうる情報として不開示とされている。

本件一部開示決定においては、議事の内容は開示していないことから、担当調査官の氏名を公にしても、直ちに当該調査官が特定の検査事項の担当調査官として識別されるおそれがあるものではない。

しかし、検査課内の検査事項の分担は、数人の調査官等による班単位若しくは調査官個人単位であるのが通常である。このため、担当調査官の氏名が公になることにより、当該検査事項の受検庁の職員等一定の関係者には、当該調査官が担当していた検査事項が財務省との連絡会の議題になっていることが知られる可能性が高い。

したがって、議事要旨又はその起案用紙に記載された特定案件の担当調査官の氏名又は氏名を識別しうる印影を公にした場合、以下のようなおそれがあると認められる。

すなわち、関係者からの圧力、干渉を受けることを懸念して、翌検査年次以降、財務省との連絡会の議題とすることを控えるようになったり、担当調査官が連絡会への出席を躊躇するようになったりするおそれがある。

さらに、今後、財務省との連絡会を活用した適正な検査の遂行にも支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、特定案件の担当調査官の氏名を特定しうる情報として不開示とされている情報は、公にすることにより、法第5条第6号柱書きに規定する当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び同号イのおそれがあると認められ、同号の不開示情報に該当する。

3 本件一部開示決定の妥当性

以上のことから、本件対象文書につき、諮問庁が不開示とすべきであると判断している部分のうち、別表に掲げる「開示すべき部分」について、開示すべきであると判断した。

会計検査院情報公開審査会

会長 碓井 光明

委員 隅田 一豊

委員 五代利矢子

(別表)

開催日	担当課名	開示すべき部分
平成12年 4月6日	第1局大蔵検査課	主計官が出席した分に係る議事の内容の欄の1～2行目。ただし、説明者の職名及び氏名は除く。
平成11年 4月7日	第1局大蔵検査課	議事の内容の欄の1～2行目。ただし、説明者の職名及び氏名は除く。
平成12年 4月6日	租税検査第1・2・3課	議事の内容の欄の1～2行目。ただし、説明者の所属名、職名、氏名及び2行目から始まる文は除く。
12年3月27日	農林水産検査第1、2、3課、上席調査官(農林水産担当)	議事の内容の欄の1～2行目。ただし、説明者の職名は除く。
12年4月5日	第5局上席調査官(科学技術担当)	議事の内容の欄の1～2行目。ただし、説明者の職名及び氏名は除く。
平成12年 3月23日	第5局鉄道検査課	議事の内容の欄の1～2行目。ただし、説明者の職名及び氏名は除く。
平成12年 4月7日	第5局上席調査官(融資機関担当)	議事の内容の欄の2行目。
平成13年 3月14日	第1局財務検査課	主計官が出席した分に係る議事の内容の欄の1～2行目。ただし、説明者の職名及び氏名は除く。
平成13年 3月30日	第1局財務検査課	議事の内容の欄の1～2行目。ただし、説明者の職名及び氏名は除く。
13年3月22日	第1局外務検査課	議事の内容の欄の1行目。ただし、説明者の職名及び氏名は除く。
平成13年 3月14日	租税検査第1・2・3課	議事の内容の欄の1行目。ただし、説明者の所属名、職名及び氏名は除く。
13年3月29日	厚生労働検査第1課	議事の内容の欄の12～13行目。ただし、説明者の職名及び氏名は除く。
平成13年 3月26日	農林水産検査第1、2、3課、上席調査官(農林水産担当)	議事の内容の欄の1～2行目。ただし、説明者の職名は除く。

(注)「開催日」欄及び「担当課名」欄は、本件対象文書上の記載による。